

令和 3 年度第 1 9 回庁議提案  審議・報告・その他

提出 日：令和 4 年 1 月 1 3 日

担当部・課：教育委員会博物館〔98-4831〕

① 件 名
石巻市博物館協議会の設置について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>本市では、令和 3 年 1 月 3 日に公開承認施設を目指した博物館を開館した。公開承認施設を目指すにあたり、重要文化財の公開、活用等を円滑に行うためには、学識経験者等で組織する諮問機関に意見等を聴く必要があることから、博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号）第 2 0 条において、博物館の運営に関し、博物館長の諮問に応じるほか、博物館長に対して意見を述べるができる協議会の設置について検討を行ってきた。</p> <p>※公開承認施設とは、文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 5 3 条第 1 項の規定において、他施設が保有する国宝・重要文化財を借用・展示する際、文化庁への事前の許可申請が必要となるが、あらかじめ実績のある施設に対し、その手続きが事後届出だけで足りる施設として文化庁が承認した施設。</p> <p>【目的】</p> <p>本市の新たな文化の拠点として、よりよい博物館活動を展開していくため、学識経験者等の専門委員から意見聴取を行う石巻市博物館協議会を設置する。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <p>博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号） 博物館法施行規則（昭和 3 0 年文部省令第 2 4 号） 石巻市複合文化施設条例（令和元年条例第 4 1 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 3 年 4 月 1 日 石巻市複合文化施設供用開始 1 1 月 3 日 石巻市博物館供用開始</p>
⑤ 主な内容
<p>1 所掌業務</p> <p>(1) 前年度の観覧者数及び企画展・特別展の事業に関すること。 (2) 当該年度の企画展・特別展事業計画に関すること。 (3) 教育普及事業及び各種関係機関との連携事業に関すること。 (4) 寄贈資料を始めとする資料収集等に関すること。 (5) その他、博物館の運営に関すること。</p> <p>2 組 織</p> <p>委員 7 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学校教育及び社会教育の関係者 (2) 学識経験を有する者 (3) 上記に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者</p> <p>3 任 期</p> <p>委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 また、委員は再任することができる。</p>

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>									
<p>【影響・効果】  学識経験者等の専門家から意見を聴取することによって、充実した博物館活動を展開することができ、市民へ歴史・文化に触れる機会を提供できる。</p> <p>【市財政への負担】</p> <table border="0"> <tr> <td>委員報酬</td> <td>133千円</td> <td>（1回当たり9,500円×7人×2回）</td> </tr> <tr> <td>費用弁償</td> <td>76千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>209千円</td> <td>（一般財源）</td> </tr> </table>	委員報酬	133千円	（1回当たり9,500円×7人×2回）	費用弁償	76千円		合計	209千円	（一般財源）
委員報酬	133千円	（1回当たり9,500円×7人×2回）							
費用弁償	76千円								
合計	209千円	（一般財源）							
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>									
<p>県内他施設（東北歴史博物館、宮城県美術館、仙台市博物館）においても、協議会を設置し、同様の業務を実施している。</p>									
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>									
<p>令和4年2月 市議会第1回定例会に石巻市博物館協議会設置条例の制定について提案  （施行予定年月日：令和4年4月1日）</p>									
<p>⑨ その他</p>									
<p></p>									